

岐阜県公報

第二千九百三十三号
平成三十年三月二十七日
(火曜日)

目次

公安委員会規則

- 岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則 (警務課) 一七七
- 岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則 (同) 一七八
- 交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (地域課) 一七八

告示

- 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質により汚染されている区域の指定の解除 (環境管理課) 一七九
- 保安林の解除をしようとする旨の通知 (治山課) 一七九
- 道路の供用開始 (道路維持課) 一八〇

訓令

- 岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員厚生課) 一八〇

公示

- 鳥獣捕獲等事業者の認定に関する件 (環境企画課) 一八〇
- 基本測量の終了 (用地課) 一八一
- 公共測量の終了 (同) 一八一
- 公共測量の実施の変更 (同) 一八二
- 本県都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 一八二
- 落札者等に関する公示 (会計課) 一八二

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 古田 善伯

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則(昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区分	警察官				一般職員合計	
	警視	警部	警部補及び巡査部長	巡査小計		
警察本部	五	二六	五八	二四	一〇四	二七六
警察署	三	一四三	一、二七二	一、〇〇七	二、四四五	一、四六
合計	一〇九	二六八	一、八四九	一、三〇一	三、五五七	四、四四

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第二号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条の二中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 岐阜県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（昭和三十八年岐阜県条例第二十一号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

第十七条第八号中「移転防止」の下に「没収等」を加える。

第四十一条の四第一項中「警視又はこれ」を「警視若しくは警部又はこれら」に改める。

第四十七条及び第四十八条中「警部」を「若しくは警部」に改める。

附則

この規則は、平成三十年三月三十日から施行する。

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第三号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表二の表岐阜羽島の部笠松町の項中「若葉町」の下に「長池、北及、門間」を加え、同表垂井の部署所在地同の項中「国道二十一号線以北に限る。」を「平尾（国道二十一号線以北に限る。）」を削り、「栗原（境野に限る。）」を「平尾」に改め、同表大垣の部船町同の項中「船町同」を「割田同」に、「同市船町七丁目」を「同市割田町」に改め、「割田一～三丁目」の下に「綾野町、綾野一～六丁目、野口町、野口一～三丁目、入方一～三丁目、大外羽一～四丁目、上笠町、上笠一～三丁目、上屋一～二丁目、高瀬町、高瀬一～四丁目、多芸島町、多芸島一～四丁目、友江一～二丁目、西大外羽一～四丁目、西大外羽町」を加え、同表北方の部穂積同の項中「犀川堤外地」の下に「東結」を加え、同表郡上の部署所在地同の項中「八幡町安久田」を削り、「八幡町島」の下に「八幡町小野、八幡町小野二～八丁目、八幡町旭（東町一・二区に限る。）」を加え、同表多治見の部駅前同の項中「小泉町一～八丁目、大原町一～十二丁目、大沢町一・二丁目」を削り、「美山町」の下に「虎溪山町一～七丁目」を加え、同部多治見北部同の項中「北小木町」の下に「小泉町一～八丁目、大原町一～十二丁目、大沢町一・二丁目」を加え、同表恵那の部明智同の項を削る。

別表三の表岐阜羽島の部松枝同の項を削り、同表垂井の部府中同の項中「平尾」を削り、同表表佐同の項中「国道二十一号線以南に限る。」を「綾戸（国道二十一号線以南に限る。）」及び「境野を除く。」を削り、同表大垣の部入方同の項を削り、同部墨俣同の項中「同市墨俣町上宿」を「大垣市墨俣町上宿」に、「同市のうち」を「大垣市のうち」に改め、同表郡上の部口明方同の項中「八幡町小野、八幡町小野二～八丁目」を削り、「八幡町旭」の下に「（東町一・二区を除く。）」を加え、同部西和良同の項中「八幡町小那比」の下に「八幡町安久田」を加え、同表多治見の部共栄同の項中「虎溪山町一～七丁目」を削り、同表恵那の部武並同の項の前に次のように加える。

明智同	恵那市明智町	恵那市のうち
	明智町、明智町阿妻、明智町大泉、明智町大田、明智町吉良見、明智町杉野、明智町野志、明智町東方、明智町横通	

別表三の表恵那の部武並同の項中「恵那市武並町竹折」を「同市武並町竹折」に、

「恵那市のうち」を「同 市のうち」に改め、同表下呂の部宮地同の項中「御廐野」を「御廐野」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百六十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成二十九年岐阜県告示第七十八号により指定した区域（各務原市蘇原三柿野町字中之島一四二番、字村中一〇八番三、字宮裏一八七番、字宮東二〇二番二及び字村裏二九七番の各一部）のうち、各務原市蘇原三柿野町字村中一〇八番三の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市岩井町九一三の二、九一三の四、九一三の六、九一三の八、九一五の四、九一五の七、九一五の八

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

高山市岩井町九一九の一〇、九一九の二二、九一九の三〇から九一九の三二まで、九一九の四二から九一九の四四まで、九一九の四六、九一九の四八、九一九の五〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

山県市深谷字深谷一二九八の二から一二九八の四まで（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
一般国道	四百十八号	関市東新町六丁目三三五番七地先から同市同 町同 三三五番一		三三・六	平成三〇・三・二七	平成三六・三・二

岐阜県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）

県道	金 関 山 線	関市市平賀字上流三六五番七地先から同市同 字同 三三五番八	三六・三	平成三〇・三・二七	平成三六・三・二
----	---------	-------------------------------	------	-----------	----------

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二号

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第三定期健康診断の部一 般定期健康診断の項中「（三十五歳及び四十歳以上の職員に限る。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

公 示

○鳥獣捕獲等事業者の認定に関する件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第十八条の二の規定により鳥獣捕獲等事業者の認定を行ったので、同法第十八条の五第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定年月日

平成三十年三月六日

二 鳥獣捕獲等事業者の名称等

1 名称

一般社団法人岐阜県猟友会

2 住所

岐阜市宇佐東町三番一八号

3 代表者の氏名

大野 恵章

○基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（火山基本図「焼岳」作成）

三 作業期間

平成二十八年九月一日から

平成三十年二月二十八日まで

四 作業地域

高山市

○基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十九年五月八日から

平成三十年二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十九年十月一日から

平成三十年三月十二日まで

四 作業地域

羽島市、海津市、養老町

○公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年十二月十一日から

平成三十年三月十二日まで

四 作業地域

海津市

○公共測量の実施の変更

平成二十九年一月二十日付け岐阜県公報第二千八百十五号で公示した測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定による東海旅客鉄道株式会社中央新幹線推進本部中央新幹線建設部名古屋建設部長からの公共測量を実施する旨の通知について、東海旅客鉄道株式会社中央新幹線推進本部中央新

幹線建設部名古屋建設部長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知があったので公示する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

（変更前）平成二十九年一月十六日から

平成三十年三月三十一日まで

（変更後）平成二十九年一月十六日から

平成三十二年三月三十一日まで

○本県都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

本県都市計画特定用途制限地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び本県市産業建設部都市計画課

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品等の名称及び数量 緊急配備支援システム更新整備一式	2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
3 入札公告を行った日 平成29年9月27日	4 契約の相手方を決定した日 平成29年2月9日
5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都港区芝浦一丁目2番3号 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式 会社	
代表取締役 田中 敬士	
6 落札金額 1,053,150,336円	7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係	
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号	

平成三十年三月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁
岐阜文芸社